

糸魚川市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(目的)

第1

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、新潟県が定めた「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成23年10月12日）に即して、法第9条の2項に掲げる必要な事項を定め、木材の利用を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、健全な森林の育成と木材の自給率の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「公共建築物」とは、市が整備する建築物及び市以外の者が整備する建築物で、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「木造化」とは、公共建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (4) 「内装等の木質化」とは、公共建築物の天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (5) 「地場産材」とは、糸魚川市内又は新潟県内の森林から生産された木材をいう。
- (6) 「木質バイオマス」とは、再生可能な生物由来の有機性資源のうち木材に由来するものをいう。

(基本的事項)

第3 木材の利用促進のための基本的な事項は、次のとおりとする。

- (1) 市は、率先して地場産材の利用に努めるものとする。
- (2) 市以外の者が別表1に掲げる建築物を整備するとき、市は可能な限り地場産材が利用されるよう要請する。

(利用目標)

第4 公共建築物における地場産材の利用の目標は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物の建築にあつては、次に掲げる場合を除き、低層施設（高さ16m以下かつ階数3以下で、延べ床面積3,000㎡以下）について木造化を推進する。
 - ア 建築基準法及びその他法令等により木造化をすることが困難な施設
 - イ 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設
 - ウ 治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
 - エ 危険物を貯蔵又は使用する施設
 - オ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵展示する施設
 - カ その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な施設

- (2) 公共建築物において木造化が困難な施設であっても、内装等の木質化を推進する。
- (3) 公共建築物における備品等は、可能な限り地場産材を利用したものとする。
- (4) 公共建築物に暖房器具やボイラー等を設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(地場産材の利用促進に必要な事項)

第5 公共建築物における地場産材の利用の促進に関して必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物の木造化及び内装等の木質化にあつては、設計図書等に地場産材の利用を明記する。
- (2) 市は、公共建築物を建築する者、林業関係団体、設計者及びその他関係団体と連携し、地場産材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。
- (3) 公共建築物の木造化及び内装等の木質化施設では、市内外の来訪者に対し地場産材の特性及び意義等を示し、地場産材の普及に努めるものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成24年3月30日から適用する。
- 2 一部改正、令和2年9月2日

別表1

事業主体	整備する施設
市以外の者	学校、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、病院又は診療所、体育館、図書館、その他これらに類する施設